Q＆A　税制改正（令和５年度）

Q１　令和５年度税制改正の概要は。

A　令和５年度税制改正では、これまで不十分だったと言わざるを得ない分野に大胆に資金を巡らせ、個人や企業、そして地域に眠るポテンシャルを最大限引き出すとのメッセージを税制に織り込むこととしている。

このため、NISAの抜本的拡充・恒久化やスタートアップ・エコシステムの抜本的強化を行うとともに、企業の成長を先導する人材や高度な研究人材など「人への投資」を強化する。

あわせて、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置を導入し、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築するとともに、グローバル・ミニマム課税を導入する。

加えて、自動車重量税のエコカー減税や自動車税等の環境性能割を見直す。

また、令和５年10月からのインボイス制度の円滑な導入に向け、万全の対応を行う。

Q２　NISAの抜本的拡充･恒久化やスタートアップへの投資促進など、個人所得課税に関する見直し内容は。

A　（NISAの抜本的拡充・恒久化）

NISA制度については、「資産所得倍増プラン」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる環境を整備する観点から、抜本的拡充･恒久化を行うこととしている。

具体的には、

- 非課税保有期間を無期限化するとともに、口座開設可能期間については期限を設けず、NISA制度を恒久的な措置とする。
- 一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の枠（「つみたて投資枠」）の年間投資上限額については、120万円まで拡充する。
- 上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設け、「成長投資枠」の年間投資上限額については、240万円に拡充するとともに、「つみたて投資枠」との併用を可能とする。（年間投資上限額の合計は360万円）
- 一生涯にわたる非課税限度額を新たに設定した上で1800万円とし、「成長投資枠」については、その内数として1200万円とする。

以上の措置を、令和６年１月から適用することとしている。

（スタートアップへの再投資に係る非課税措置の創設）

スタートアップ・エコシステムを抜本的強化する観点から、保有株式の譲渡益を元手に創業者が創業した場合やエンジェル投資家がプレシード・シード期のスタートアップに再投資を行った場合に、再投資分につき20億円を上限に株式譲渡益に課税しない制度を創設することとしている。

（極めて高い水準の所得に対する負担の適正化）

NISAの抜本的拡充・恒久化やスタートアップ・エコシステムの抜本的強化とあわせて、税負担の公平性の観点から、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置を導入することとし、令和７年分以降の所得税から適用することとしている。

Q３　相続税・贈与税に関する見直し内容は。

A　生前贈与でも相続でも、ニーズに即した資産移転が行われるよう、資産移転の時期の選択により中立的な税制を構築していく必要がある。

こうした観点から、今回の税制改正では、

- 相続時精算課税においても、暦年課税と同水準の基礎控除（110万円）を創設し、生前にまとまった財産を贈与しにくかった者にとっても、相続時精算課税を活用することで、次世代に資産を移転しやすくする
- 相続開始前に受けた贈与を相続財産に加算する期間を延長する

などの措置を講じることとしている。

Q４　インボイス制度の円滑な導入に向け、どのような対応を行うのか。

A　インボイス制度への円滑な移行を図る観点から、軽減税率制度の実施から十分な期間の経過措置を設けており、さらに、周知・広報や事業者の方々への支援の充実などに加えて、税制上の対応についても講じることとしており、円滑な制度移行に向けて、万全の対応を進めていく。

具体的には、

- 事業者へのDM発送等といったプッシュ型の周知・広報や説明会を更に充実させ、事業者団体等とも連携しながら、デジタル化を含む経営相談等のための体制を強化するとともに（注１）、
- IT導入補助金について、インボイスのための会計ソフトを購入できるよう、補助対象の拡大（注２）、
- 持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に転換した場合の補助金額の一律引上げ（注２）、
- 小規模事業者が不当な取扱いを受けないよう、引き続き、独禁法等に基づく書面調査の実施や下請けGメン、相談窓口での対応等の取組みを実施し、適切に対処する

など、着実に対応を進めていく。

また、令和５年度税制改正においては、新たに、

- 免税事業者がインボイス発行事業者になった場合の納税額を売上税額の２割に軽減する３年間の負担軽減措置
- 一定規模以下の事業者の行う少額の取引について、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする６年間の事務負担軽減策
- インボイス発行事業者の登録申請の期限についての柔軟な対応

などを講じることとしている。

（注１）　インボイス制度の周知・広報については、上記プッシュ型の周知や説明会の開催といった取組のほか、幅広い事業者の裾野を意識した、インターネット、テレビ（全国ネット）や新聞（全国紙・業界専門紙）など、各種媒体を活用した周知広報も行うこととしている。また、今般の補正予算においても、中小企業団体による相談窓口等の体制強化を行うこととしている。

（注２）　今般の補正予算において、インボイス制度対応に必要な IT ツール導入を促進し、安価な IT ツール導入も可能とするため、IT 導入補助金の補助下限額を撤廃する。また、免税事業者からインボイス発行事業者に転換する小規模事業者に対して、持続化補助金の補助上限額を一律 50 万円引き上げる。

（参考１）免税事業者等の取引排除について

免税事業者が取引から排除されるといった懸念については、
・顧客が消費者である小売業やサービス業（ＢｔｏＣの）事業者や、
・得意先の事業者が簡易課税制度の適用を受けている事業者は、
インボイスの交付を求められることがなく、取引排除が生じることは考えにくいため、全ての免税事業者に影響があるわけではない。

また、同制度への円滑な移行を図る観点から、
・移行までに４年間の準備期間を設けるとともに、
・そこから更に６年間、免税事業者からの仕入れについて、一定の仕入税額控除を認める
など、免税事業者を含めた事業者の準備のための十分な経過措置を設けられている。

さらに、免税事業者が課税事業者となった場合の負担軽減措置を講じることとしている。

（参考２）シルバー人材センターについて

インボイス制度への移行に伴い、シルバー人材センター側で仕入税額控除ができなくなるという課題については次のとおり対応を行っていく。

まず、インボイス制度への円滑な移行の観点から免税事業者からの仕入れについて、制度の移行から３年間は８割、その後３年間は５割の仕入税額控除が可能とされており、シルバー人材センターへの影響も相当程度の期間にわたって緩和されることになっている（制度移行からの３年間における影響額は仕入額の約２%相当）。

また、厚生労働省において、シルバー人材センターの安定的な事業運営が確保できるよう、
・センターに業務発注する場合に適正な価格設定を行うよう地方自治体へ要請する
・介護分野へのシルバー会員の就業機会の拡大を図るための事業を創設し、受注件数を増やす
・今般の補正予算により、センターの事務処理のデジタル化推進し、就業機会を増加させ、事務手数料収入の増加を図る
など様々な取組みを行っている。

このほか、会員が安全・安心に就業するための環境整備を図る観点から、発注者と会員との契約関係や、センターの役割を整理すること等を、センターの全国団体とも調整しながら検討を行っており、こうした整理がなされれば、センターの税負担も軽減される見通し。

（参考３）いわゆる「農協特例」について

いわゆる「農協特例」については、その他の事業協同組合等にも適用されるため、農協に限定されない。本特例は、

・協同組合等が組合員や構成員から委託を受けて行う、どの委託者が委託した農林水産物かを区別することなく、まとめて販売する取引について（無条件委託・共同計算方式）、
・組合員等が自ら出荷した農林水産物の買い手を特定できず、インボイスを交付できない

といった流通プロセスの課題に対応するために、売り手のインボイスの交付義務を免除し、協同組合等が発行した書類等の保存により、買い手が仕入税額控除できる仕組みとなっている。

Q５　研究開発減税や「人への投資」に関する法人税の見直し内容は。

A　研究開発投資はイノベーションの源泉である一方、企業にとっては成果が得られるとは限らない投資であり、税制を含む政策を通じて研究開発の規模の拡大や質の向上を促していくことが重要である。

こうした観点から、今回の税制改正では、

- 研究開発投資を大きく増やした企業がより大きな税制メリットを受けられるよう、税額控除率や税額控除上限の見直し
- スタートアップとのオープンイノベーションを促すため、共同研究や委託研究の相手となる研究開発型スタートアップの対象の大幅拡大
- 新たなサービスを創り出す企業を応援するため、企業が既に持つビッグデータを活用してサービス開発を行う場合も、研究開発税制の適用を可能とする見直し

などを行うこととしている。

さらに、わが国の最大の財産である「人」への投資を充実することにより、長い目で見て企業の競争力が高まり、人々の暮らしが豊かなものとなる。こうした観点から、今回の税制改正では、

- 大学や高専、一定の専門学校を設置する学校法人を新たに設立するために企業が支出する寄附金を、円滑に全額損金算入できるよう、税制上の新たな枠組みを設ける
- 博士号取得者や経験ある研究人材の活用を促すため、研究開発税制に新たな優遇措置を設け、高い税額控除率と、一般の試験研究費とは別に管理される税額控除上限の適用を可能とする

などの措置を実施することとしている。

Q６　中小企業についてどのような支援策を講じているのか。

A　地域経済の中核を担う中小企業の経営状況は、総じて見ればコロナ禍からの回復途上にはあるものの、エネルギーを中心とした物価上昇等により、収益の悪化が懸念されてもいる。雇用全体の７割を生み出す中小企業の賃上げの機運を醸成していくためにも、中小企業の生産性向上や経営基盤の強化を促すことが重要である。

こうした観点から、今回の税制改正では、

- 中小企業の法人税率の軽減特例について、見直しを行うことなく２年間延長する
- 中小企業の投資を後押しする税制（中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制）について、生産性向上を促すための見直しや、節税的な利用を防ぐための見直しを行った上で、２年間延長する
- 償却資産に係る固定資産税について、生産性の向上や賃上げの促進を図ることを目的とした特例措置を、２年間に限り設ける

などの措置を実施することとしている。

Q７　車体課税に関する見直し内容は。

A　自動車重量税のエコカー減税及び自動車税・軽自動車税の環境性能割について、新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の影響を踏まえ、現行の取扱いを令和５年末まで維持することとしている。その後、「2035年の乗用車新車販売に占める電動車（※）の割合を100%」とすることを目指す政府目標を踏まえ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、令和６年１月から燃費基準の達成度をそれぞれ段階的に引き上げることとしている。

また、自動車税・軽自動車税種別割のグリーン化特例について、より環境性能の良い車両の普及を後押しする観点から適用期限を３年延長することとしている。

（※）電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車

Q８　国際課税に関する見直し内容は。

A　OECD/G20「BEPS包摂的枠組み」における国際的な合意に沿って、各国ごとに最低税率15%以上の課税を確保するグローバル・ミニマム課税（「第２の柱」）のうち、所得合算ルール（IIR）を導入する。これは、法人税の引下げ競争に歯止めをかけるとともに、わが国企業の国際競争力の維持及び向上にもつながる取組みである。導入に当たっては、対象企業の事務手続きの簡素化に資する措置を導入することとしている。